

株 主 各 位

横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
株式会社システムプロ
代表取締役社長 逸見愛親

第26期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第26期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成21年1月27日（火曜日）午後6時までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成21年1月28日（水曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー 25階 大会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第26期（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（平成19年11月1日から平成20年10月31日まで）計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.systempro.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年11月1日から
平成20年10月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、前半は緩やかな景気回復基調であったものの、米国におけるサブプライムローン問題に端を発した米国経済の減速や国際的な金融市場の混乱に加え、原油価格の乱高下、食料品価格の上昇などの影響を受け、企業収益や個人消費に陰りが見え始め、景気の先行き不透明感が増してきております。

このような状況の中で、当連結会計年度（平成19年11月1日～平成20年10月31日）におきまして、当社グループ（当社および当社の関係会社）は、得意とする分野を選択し、そこに経営資源を集中して投下することで付加価値および利益の最大化を図りました。このような方針のもと、移動体高速データ通信システム事業、情報システムサービス事業ともに増収となり、売上高は前期比21.1%増となりました。

損益面に関しましては、中間期に情報システムサービス事業の一部の業務で開発スケジュールが遅延し経費の増加を招きましたが、移動体高速データ通信システム事業においては携帯電話端末開発において当社が得意とするマルチメディア機能を中心とした業務の受注を推進することに加え、生産性を向上させることで経費の増加を吸収いたしました。さらに、連結子会社の株式会社ProVisionにおきましては、営業利益が計画を大きく上回る結果となったことから、営業利益は前期比13.9%増となりました。

また、持分法適用関連会社のカテナ株式会社におきましても計画を大きく上回る利益を計上したことから、経常利益は前期比38.5%増となりました。

以上の結果、当連結会計年度におきましては、売上高は9,603百万円（前期比21.1%増）、営業利益は1,816百万円（前期比13.9%増）、経常利益は2,153百万円（前期比38.5%増）、当期純利益は1,275百万円（前期比50.2%増）となりました。

事業部門別の概況は以下のとおりであります。

(移動体高速データ通信システム事業)

移動体高速データ通信システム事業を取り巻く環境は、移動体通信キャリアに対する総務省の指導により、携帯電話端末の販売奨励金制度が見直され、割賦販売や期間契約による割引サービスを拡大させたことで買い替えサイクルが長くなっていること、次世代通信方式のスタートに向けての過渡期であることなどから、携帯電話端末の販売数が減退しており、厳しい状況にあります。

このような状況の中、各移動体通信会社は小型パソコンともいうべきWindowsOS搭載の携帯電話などのスマートフォンを相次いで発売するなど、ユビキタス端末に向けて高機能化、高性能化を進めてきているほか、機能

や意匠、子供向けや女性向けなど利用対象者を絞り込んだコンセプトモデルといわれる携帯電話の開発は継続しております。

これら高機能携帯電話やコンセプトモデルの開発に伴う設計・開発業務や品質検証業務において、設計の構造化と汎用化、開発工程、検証工程の共通化を推進したことで、他社と比較して非常に高いコストパフォーマンスを実現できたことから、売上高は大きく伸長しました。

これらの結果、当事業の売上高は6,372百万円（前期比30.8%増）となりました。

（情報システムサービス事業）

情報システムサービス事業（大規模データベース連動型Webサイト開発支援事業）を取り巻く環境は、米国のいわゆるサブプライム問題によって銀行や証券会社などの金融業界に発生した損失の顕在化をきっかけに、日本経済も急激に悪化してきており、設備投資意欲が減退するなどの影響が出てきております。

このような中、より一層の利益率向上のためエンドユーザーからの一括請負業務の比率を増やしてまいりましたが、中間期において一部の一括請負業務に開発の遅延が発生し、収束のため技術者を計画より多くプロジェクトチームに投入して収束を図ったこと、中間期以降に大規模なIT投資を見合わせる企業が増えてきたことなどの影響を受け、売上高は微増となりました。

これらの結果、当事業の売上高は3,225百万円（前期比5.5%増）となりました。

（セキュリティ事業）

セキュリティ事業（情報漏洩防止対策ソフトウェア開発・販売）につきましては、連結子会社の株式会社トラスティッド・ポイントにおいて情報漏洩対策に特化したセキュリティパッケージの開発・販売・サポート事業を行ってまいりましたが、事業環境の変化と競争の激化等により、事業採算面で厳しい状況が続き、今後も改善が見込まれないことから、これ以上の事業継続は困難であると判断し、同社は平成20年7月31日付で解散いたしました。

これらの結果、当事業の売上高は6百万円となりました。

事業部門別売上高

（単位：千円）

部 門 別	金 額	構 成 比 (%)
移動体高速データ通信システム事業	6,372,085	66.3
情報システムサービス事業	3,225,462	33.6
セキュリティ事業	6,436	0.1
合 計	9,603,983	100.0

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は225百万円、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に新設した主要な設備

- ・ 本社の増床に伴う設備
- ・ 社内インフラ設備
- ・ 福利厚生施設
- ・ 開発用コンピュータ機器

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入金残高は、2億円となっております。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 23 期 (平成17年10月期)	第 24 期 (平成18年10月期)	第 25 期 (平成19年10月期)	第 26 期 (当連結会計年度) (平成20年10月期)
売 上 高 (千円)	4,180,036	5,917,223	7,930,766	9,603,983
当 期 純 利 益 (千円)	561,005	602,355	849,229	1,275,569
1株当たり当期純利益 (円)	2,428.60	2,607.60	3,681.71	5,661.90
総 資 産 (千円)	5,570,358	5,761,577	8,275,059	8,384,914
純 資 産 (千円)	4,492,836	4,747,820	4,982,996	5,229,484
1株当たり純資産額 (円)	19,449.51	20,242.49	21,314.61	23,225.67

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数(加重平均)に基づいて算出しております。
2. 平成16年12月8日開催の取締役会の決議に基づき、平成17年2月21日付をもって普通株式1株を3株に分割し、発行済株式総数が154,000株増加しております。
3. 第23期(平成17年10月期)の1株当たり当期純利益は、株式分割が期首に行われたものとして計算しております。
4. 第24期(平成18年10月期)より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ProVision	60 百万円	80.0 %	携帯端末のソフトウェア開発支援および技術支援
株式会社トラスティッド・ポイント	349 百万円	100.0 %	情報セキュリティ商品の開発、販売、サポート

- (注) 1. 前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社フラグシップは、平成19年11月1日付で当社に吸収合併されております。
2. 株式会社トラスティッド・ポイントは、平成20年7月31日の臨時株主総会決議をもって解散しており、現在清算の途中であります。

(4) 対処すべき課題

不透明な経済状況の中、安定した売上を確保するために必要なことは価格競争力を向上し維持することであり、品質や生産性の向上を図ること、他社との差別化を図ること、なくてはならない分野を事業として組入れていくことが必要と考えております。

以上のことから、この機会を業務の効率化、スリム化とともに個人および組織力向上を図るチャンスと捉え、事業部制をとることで顧客ニーズを的確に把握して技術に反映させる仕組みをつくり、当社のエンジニアに必要な部分や当社に期待される部分については早期に教育・研修を実施して習得と実現を図っていくとともに、今まで以上に顧客満足に基づく当社の成長や利益の確保が評価される人事制度を導入し、プロの集団として強固な体制を築いていきます。

社会を取り巻くIT環境を見てみますと、ユビキタス社会の実現へ向けて着実に動いているものの、まだ、その入口にも達していない状況です。その課題の一つが高速大容量の移動体通信であり、日本では2010年の実現に向けてNTTドコモなどが推進しているLTE (Long Term Evolution) と呼ばれる新しい通信規格の普及により、パーソナルコンピュータと携帯電話が融合した新しい機能やサービスが実現されていくことが見込まれています。このユビキタス時代の到来を見越して当社グループは、移動体高速データ通信システム事業におきましては、基地局やフェムトセルなどの高速データ通信のためのインフラ整備や、セットトップボックス等の情報機器を対象とした業務を拡大していきます。情報システムサービス事業におきましては、持分法適用関連会社のカタナ株式会社との連携を強め、新規顧客の開拓や業務システムなどの基幹系業務を増やしていくことで受注の安定化

を図りつつ、ユビキタス社会における新しいサービスのシステム開発業務への積極的な展開を図っていきます。

また、当社の業務には技術的にも営業戦略的にも高い秘匿性が求められる業務が多く、情報セキュリティの重要性が一層高まってきておりますことから、情報セキュリティマネジメントの国際規格であるISO27000の認証取得のためのプロジェクトを発足し、情報セキュリティに対する意識と行動について更なる浸透を図っていきます。

(5) 主要な事業内容（平成20年10月31日現在）

事業区分	事業内容
移動体高速データ通信システム事業	移動体通信端末をはじめとしたファームウェア開発。携帯電話、ユビキタス情報機器など移動体通信端末におけるソフトウェア開発支援業務。
情報システムサービス事業	データベース、セキュリティ、ネットワーク技術の中核としたシステムおよびアプリケーション開発ならびにネットワークコンサルティング。大規模データベース連動型Webサイト構築の設計開発支援事業。

(注) 平成20年8月1日付で、モバイル・ネットワーク事業は移動体高速データ通信システム事業に、ネットワーク・ソリューション事業は情報システムサービス事業にそれぞれ事業名称を変更しております。

(6) 主要な営業所および工場（平成20年10月31日現在）

当社	本社：神奈川県横浜市、東京支社：東京都港区 大阪支社：大阪府大阪市
株式会社ProVision	本社：東京都港区、札幌支社：北海道札幌市 高崎営業所：群馬県高崎市

(7) 使用人の状況（平成20年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
929名（7名）	141名増（28名減）

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
663（2）名	129（-）名増	28.8歳	3.2年

(注) 使用人数は就業員数であり、パートおよび臨時雇用者は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成20年10月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,050百万円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	310百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	140百万円
中 央 三 井 信 託 銀 行 株 式 会 社	100百万円

(9) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社は、平成19年11月1日を効力発生日として、連結子会社であった株式会社フラグシップを吸収合併いたしました。

(10) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、平成20年6月23日に連結子会社の株式会社トラスティッド・ポイントの既存株主から発行済株式の32.7%を取得し、当社の100%出資子会社といたしました。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成20年10月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 924,000株
- ② 発行済株式の総数 231,000株（自己株式6,484株を含む）
- ③ 株主数 7,641名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
逸 見 愛 親	52,272株	23.28%

（注）出資比率は自己株式（6,484株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況（平成20年10月31日現在）

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項
現に発行している新株予約権
イ. 平成16年4月21日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
102個（新株予約権1個につき12株）
 - ・新株予約権の目的となる株式の数
1,224株
 - ・新株予約権の発行価額
無償
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,980,000円（1株当たり 165,000円）
 - ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 82,500円
 - ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年1月28日から平成23年1月27日まで
 - ・新株予約権の行使の条件
 - (イ) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
 - (ロ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないことならびに当社および当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
 - (ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(ホ)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。

- (ニ) 権利の譲渡、質入れは認めない。
- (ホ) なお、その他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
- ・失権した株式の数
当社取締役1名、従業員13名および子会社従業員3名の退職により、新株予約権の数58個と新株予約権の目的となる株式の数696株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
- ・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	28個	336株	5名
社外取締役	5個	60株	1名
監査役	—	—	—
当社使用人	66個	792株	30名
子会社取締役	3個	36株	1名
子会社使用人	—	—	—

ロ. 平成16年7月8日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
48個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
144株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 496,316円（1株当たり 165,439円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 82,720円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成18年1月28日から平成23年1月27日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (イ) 新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の権利行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要する。
 - (ロ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産宣告を受けていないことならびに当社および当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
 - (ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(ホ)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。

- (ニ) 権利の譲渡、質入れは認めない。
- (ホ) なお、その他の条件については、総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるものとする。
- ・失権した株式の数
当社従業員13名の退職により、新株予約権の数42個と新株予約権の目的となる株式の数126株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
- ・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—
当社使用人	46個	138株	23名
子会社取締役	2個	6株	1名
子会社使用人	—	—	—

ハ. 平成18年1月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
4,209個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的となる株式の数
4,209株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 110,000円（1株当たり 110,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 55,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年2月1日から平成25年1月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (イ) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (ロ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないことならびに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上の懲戒処分を受けていないことを要する。
 - (ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記(ホ)により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（ただし、

権利行使期間の末日を超えない。)に限り権利を行使することができる。

- (ニ) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
- (ホ) その他の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
- ・失権した株式の数
当社従業員82名および子会社従業員2名の退職により、新株予約権の数1,291個と新株予約権の目的となる株式の数1,291株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
- ・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	606個	606株	5名
社外取締役	100個	100株	1名
監査役	—	—	—
当社使用人	3,454個	3,454株	261名
子会社取締役	49個	49株	2名
子会社使用人	—	—	—

二. 平成18年9月29日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
435個 (新株予約権1個につき1株)
- ・新株予約権の目的となる株式の数
435株
- ・新株予約権の発行価額
無償
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 86,300円 (1株当たり 86,300円)
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 43,150円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年2月1日から平成25年1月31日まで
- ・新株予約権の行使の条件
 - (イ) 新株予約権の割当を受けた者 (以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役が任期満了により退任した場合、従業員が定年退職した場合、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
 - (ロ) 新株予約権者は権利行使時において、当該行使にかかる新株予約権発行の日以降、破産手続開始の決定を受け復権せざる者でないことならびに当社または当社子会社の就業規則に基づく減給以上

の懲戒処分を受けていないことを要する。

- (ハ) 新株予約権者が死亡した場合は、下記 (ホ) により締結される契約に従い相続人が新株予約権者の死亡の日より3年以内（ただし、権利行使期間の末日を超えない。）に限り権利を行使することができる。
 - (ニ) 新株予約権の消却事由が生じた場合には権利行使を認めない。
 - (ホ) その他の条件については、株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによる。
- ・失権した株式の数
 当社従業員6名の退職により、新株予約権の数65個と新株予約権の目的となる株式の数65株は失権しており、それぞれ上記から控除しております。
 - ・当社の役員および使用人ならびに当社子会社の役員および使用人の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	102個	102株	5名
社外取締役	6個	6株	1名
監査役	—	—	—
当社使用人	309個	309株	26名
子会社取締役	18個	18株	2名
子会社使用人	—	—	—

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役および監査役の状況（平成20年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	逸 見 愛 親	
代表取締役副社長	三 浦 賢 治	
常 務 取 締 役	淵之上 勝 弘	事業推進統括本部長兼事業企画本部長兼 東京支社長
取 締 役	国 分 靖 哲	管理本部長兼業務管理部長
取 締 役	河 地 伸 一 郎	技術本部長 株式会社ProVision代表取締役社長
取 締 役	渡 辺 立 哉	営業本部長
取 締 役	板 谷 嘉 之	
常 勤 監 査 役	川 口 幸 久	
監 査 役	沼 尾 雅 徳	横浜中央法律事務所 弁護士
監 査 役	佐 藤 正 男	佐藤正男税理士事務所 税理士

- (注) 1. 取締役板谷嘉之氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役沼尾雅徳氏および監査役佐藤正男氏は、社外監査役であります。
 3. 常勤監査役川口幸久氏および監査役佐藤正男氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・常勤監査役川口幸久氏は当社の管理部長を平成11年12月から平成15年1月まで務めたほか、通算27年にわたり決算手続ならびに財務諸表の作成等に従事してまいりました。
 ・監査役佐藤正男氏は、税理士の資格を有しております。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (1)	75,680千円 (3,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2)	10,200千円 (3,600)
合 計 (うち社外役員)	10名 (3)	85,880千円 (7,200)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成13年1月30日開催の第18期定時株主総会において月額2,500万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成13年1月30日開催の第18期定時株主総会において月額100万円以内と決議いただいております。
 4. 上記支給額のほか次のとおりの支給があります。
 使用人兼務取締役の使用人給与相当額 33,455千円

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社との兼任状況（他の会社の業務執行者である場合）および当社と当該他の会社との関係

- ・該当事項はありません。

ロ. 他の会社の社外役員の兼任状況

- ・取締役板谷嘉之氏は、アドアーズ株式会社の社外監査役であります。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

(イ) 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（24回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 板谷嘉之	24回	100%	—	—
監査役 沼尾雅徳	22回	92%	13回	100%
監査役 佐藤正男	23回	96%	13回	100%

(ロ) 取締役会および監査役会における発言状況

- ・取締役板谷嘉之氏は、主に当社および当社グループ会社の月次業績の推移、業績の見通し、新規事業の方針等について経営に関する豊富な知識・経験に基づき、社外の中立的・専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役沼尾雅徳氏は、主に法令・定款等の遵守状況に関し、弁護士として専門的見地からの発言を行っております。
- ・監査役佐藤正男氏は、主に財務・会計等に関し、税理士として専門的見地からの発言を行っております。

ニ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務（監査証明業務）の対価についての報酬	18,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,444千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として「財務報告に係る内部統制構築のアドバイザー業務契約」についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 役職員が法令および定款を遵守した行動をとるために経営理念および社員心得を定める。代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ. 代表取締役社長は、コンプライアンスに関する統括責任者として全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。管理本部業務管理部はコンプライアンス担当部として、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。

ハ. 監査役および内部監査室は連携し、コンプライアンス体制の整備の状況を監査し、法令および定款に違反する問題の有無およびその内容を代表取締役および取締役会に報告する。コンプライアンス上の問題が発生した場合には、重大性に応じて、代表取締役または取締役会が再発防止策を決定し、全社的にその内容を周知徹底する。

ニ. 代表取締役社長、監査役、監査法人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、代表取締役社長は定期的に取締役会にその結果を報告する。

ホ. 従業員の法令・定款違反行為についてはコンプライアンス担当部から人事担当取締役に処分を求め、役員の場合は法令・定款違反については代表取締役社長が取締役会に具体的な処分を答申する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「稟議規程」、「文書管理規程」等の既存の諸規程に従い、文書または電磁的媒体に記録・保存し、適切かつ確実に管理する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 代表取締役社長は、管理本部担当取締役を全社のリスク管理に関する統括責任者に任命する。リスク管理統括責任者は、各部門担当取締役と共に、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、「経理規程」、「販売管理規程」、「与信管理規程」、「プロジェクト管理規程」、「ソフトウェア管理規程」等の既存の諸規程に加え、必要なリスク管理に関する規程の策定にあたる。
 - ロ. 管理本部業務管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総合的に管理する。
 - ハ. 内部監査室はグループ各部門のリスク管理の状況を監査し、代表取締役社長に報告する。代表取締役社長は、内部監査の結果をもとに、リスク管理統括責任者に対し全社的リスク管理の進捗状況をレビューさせると共に、定期的に取り締役に報告させ、取締役会において改善策を審議・決定する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」等の諸規程において、各責任者およびその責任の明確化、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制を構築すると共に、以下の管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - イ. 職務権限・意思決定ルールの策定
 - ロ. 効率的なプロジェクト管理・運営のための事業推進会議の設置
 - ハ. 受注・外注監査委員会、稼働・配属監査委員会の設置
 - ニ. 会社運営等重要な方針ならびに重要な業務執行に関する取締役会の意思決定の諮問機関として取締役、部門長およびマネージャーを構成員とする事業計画会議の設置
 - ホ. 取締役会による中期事業計画の策定、中期事業計画に基づく事業部門ごとの業績目標と予算の設定と、ITを活用した月次・四半期業績管理の実施
 - ヘ. 事業計画会議および取締役会による月次業績のレビューと改善策の実施
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業内容、その他会社の特長を踏まえ、自律的に内部統制システムを整備する。
 - ロ. 「関係会社管理規程」に基づき、経営管理室が関係会社の状況に応じて必要な管理を行うと共に、当社から子会社の取締役または監査役を派遣し、それぞれ担当する子会社を適切に管理する。
 - ハ. 取締役は当社およびグループ各社の取締役の職務執行を監視・監督し、監査役は当社およびグループ各社の業務執行状況を監査する。
 - ニ. 内部監査室は、当社およびグループ各社の業務全般にわたる内部監査を実施し、当社グループの内部統制システムの有効性と妥当性を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役は、経営管理室所属の従業員に監査業務に必要な補助を求めることができるものとし、監査役より監査業務に必要な補助を求められた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
 - ロ. 監査役より監査業務に必要な補助を求められた経営管理室所属の職員の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、事前に監査役に相談し、意見を求め、同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役に報告すべき事項は監査役会規則に定め、取締役および使用人は次の事項を報告することとする。
- イ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ロ. 重大な法令・定款違反
 - ハ. 事業計画会議で決議された事項
 - ニ. 毎月の経営状況として重要な事項
 - ホ. 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - ヘ. その他コンプライアンス上重要な事項
- ⑧ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。
 - ロ. 監査役による各業務執行取締役および重要な使用人に対する個別のヒアリングの機会を最低年2回（臨時に必要と監査役が判断する場合は別途）設けると共に、代表取締役社長、代表取締役副社長、監査法人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催し、また内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

連結貸借対照表

(平成20年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,692,451	流 動 負 債	2,155,430
現金及び預金	1,249,534	買掛金	174,213
売掛金	2,063,604	短期借入金	200,000
たな卸資産	64,245	一年以内返済予定長期借入金	400,000
繰延税金資産	204,402	未払金	70,841
その他	139,216	未払費用	360,748
貸倒引当金	△28,552	未払法人税等	417,463
固 定 資 産	4,692,463	未払消費税等	123,816
有 形 固 定 資 産	232,630	賞与引当金	385,578
建物	95,564	その他	22,768
車両運搬具	10,477	固 定 負 債	1,000,000
工具器具備品	105,828	長期借入金	1,000,000
土地	20,760	負 債 合 計	3,155,430
無 形 固 定 資 産	20,106	純 資 産 の 部	
電話加入権	557	株 主 資 本	5,424,055
ソフトウェア	13,509	資本金	1,513,750
のれん	6,038	資本剰余金	1,428,314
投資その他の資産	4,439,726	利益剰余金	3,051,295
投資有価証券	4,149,856	自己株式	△569,304
長期貸付金	1,995	評価・換算差額等	△235,581
敷金	277,246	その他有価証券評価差額金	△235,581
繰延税金資産	10,619	少数株主持分	41,010
その他	10	純 資 産 合 計	5,229,484
資 産 合 計	8,384,914	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,384,914

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成19年11月1日
至 平成20年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		9,603,983
売 上 原 価		6,338,579
売 上 総 利 益		3,265,404
販売費及び一般管理費		1,449,024
営 業 利 益		1,816,379
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,135	
受 取 配 当 金	4,408	
投資有価証券売却益	287	
補 助 金 収 入	1,870	
持分法による投資利益	359,138	
そ の 他	7,733	376,574
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	36,625	
支 払 手 数 料	2,774	39,399
経 常 利 益		2,153,554
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	7,600	
子 会 社 清 算 益	3,551	11,151
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	13,013	
減 損 損 失	68,466	
投資有価証券売却損	17,635	
投資有価証券評価損	26,155	
持 分 変 動 損 失	21,494	146,766
税金等調整前当期純利益		2,017,939
法人税・住民税及び事業税	748,100	
法 人 税 等 調 整 額	19,784	767,885
少 数 株 主 損 失		△25,515
当 期 純 利 益		1,275,569

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成19年11月1日）
（至 平成20年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成19年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	2,201,578	△88,319	5,055,322
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△425,852	－	△425,852
当期純利益	－	－	1,275,569	－	1,275,569
自己株式の取得	－	－	－	△480,984	△480,984
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	849,717	△480,984	368,732
平成20年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	3,051,295	△569,304	5,424,055

	評価・換算 差 額 等	少 数 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成19年10月31日残高	△138,852	66,526	4,982,996
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△425,852
当期純利益	－	－	1,275,569
自己株式の取得	－	－	△480,984
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△96,728	△25,515	△122,244
連結会計年度中の変動額合計	△96,728	△25,515	246,488
平成20年10月31日残高	△235,581	41,010	5,229,484

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数
- ・主要な連結子会社の名称

2社
株式会社ProVision

株式会社トラスティッド・ポイント

なお、前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社フラグシップは、平成19年11月1日付で当社に吸収合併されております。

また、株式会社トラスティッド・ポイントは、平成20年7月31日の臨時株主総会決議をもって解散しており、現在清算の手続き中であります。

② 主要な非連結子会社の状況

- ・主要な連結子会社の名称

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において非連結子会社であった上海希勝普樂通信技術有限公司は、平成20年9月5日に清算終了しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

- ・持分法適用の非連結子会社または関連会社数
- ・主要な会社等の名称

3社

株式会社ジークレスト
北洋情報システム株式会社
カテナ株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

なお、前連結会計年度において持分法を適用していない非連結子会社であった上海希勝普樂通信技術有限公司は、平成20年9月5日に清算終了しております。

③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は3社（株式会社ジークレスト、北洋情報システム株式会社、カテナ株式会社）ですが、株式会社ジークレスト、北洋情報システム株式会社につきましては、事業年度に係る財務諸表を使用しております。カテナ株式会社の決算日は3月31日であり、連結計算書類の作成にあたっては9月30日現在で実施した仮決算に基づく連結財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する事項

① 連結の範囲の変更

前連結会計年度まで連結子会社であった株式会社フラグシップは、平成19年11月1日付で当社に吸収合併されております。

② 持分法の適用範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち株式会社トラスティッド・ポイントの決算日は3月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を用いております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

③ 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物付属設備は除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

均等償却を行っております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(6) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

連結子会社の資産および負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

286,812千円

(2) 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

投資有価証券

1,920,291千円

計

1,920,291千円

担保付債務は、次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金

400,000千円

長期借入金

1,000,000千円

計

1,400,000千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は、次のとおりであります。

総貸付限度額	1,600,000千円
借入実行残高	200,000千円
差引額	1,400,000千円

3. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失
株式会社トラステッド・ポイント（東京都港区）	事業用資産	ソフトウェアおよびソフトウェア仮勘定	56,372千円
		のれん	12,094千円
計			68,466千円

当社グループは、会社毎に資産のグルーピングを行い、減損損失の認識の判定を行っております。当連結会計年度において、清算方針を決定した連結子会社である株式会社トラステッド・ポイントの資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値を零として減損損失を測定しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	231,000株	一株	一株	231,000株
自己株式（注）	826株	6,780株	一株	7,606株

（注）自己株式の普通株式の当連結会計年度増加株式数6,780株は、取締役会決議による自己株式の買付による増加6,484株、持分法適用関連会社が取得した自己株式（当社株式）および持分変動による当社帰属分の増加296株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成20年1月29日開催第25期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 161,700千円
- ・1株当たり配当額 700円
- ・基準日 平成19年10月31日
- ・効力発生日 平成20年1月30日

平成20年6月5日開催取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 269,419千円
- ・1株当たり配当額 1,200円
- ・基準日 平成20年4月30日
- ・効力発生日 平成20年7月7日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの平成21年1月28日開催予定の第26期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	269,419千円
・1株当たり配当額	1,200円
・基準日	平成20年10月31日
・効力発生日	平成21年1月29日

なお、配当の原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	平成16年4月21日 取締役会決議分	平成16年7月8日 取締役会決議分	平成18年1月26日 取締役会決議分	平成18年9月29日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	1,224株	144株	4,209株	435株
新株予約権の残高	102個	48個	4,209個	435個

5. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 23,225円67銭
(2) 1株当たり当期純利益 5,661円90銭

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具备品	3,646	972	2,674

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	716千円
1年超	2,002千円
合計	2,719千円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	943千円
減価償却費相当額	894千円
支払利息相当額	79千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

- (5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	207,550千円
賞与引当金	157,791千円
未払事業税	35,292千円
未払事業所税	4,262千円
未払費用	2,562千円
未払金	2,274千円
貸倒引当金	485千円
投資有価証券評価損	10,619千円
その他	1,734千円
繰延税金資産小計	422,574千円
評価性引当額	△207,552千円
繰延税金資産合計	215,022千円

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.8%
住民税均等割	0.3%
評価性引当額	4.8%
連結子会社に対する貸倒引当金の認容	△1.2%
持分法による投資利益	△7.2%
関係会社配当金	1.7%
減損損失	0.3%
持分変動損失	0.4%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.1%

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9. その他の注記

(企業結合等関係)

- (1) 結合企業の名称およびその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称ならびに取引の目的を含む取引の概要
 - ① 結合企業の名称およびその事業の内容
名称 株式会社フラグシップ
事業の内容 Web系・オープン系システム開発、SIPを採用したシステム開発、情報セキュリティ商品の開発および技術支援
 - ② 企業結合の法的形式
平成19年11月1日を効力発生日とし、当社を存続会社、株式会社フラグシップを消滅会社とする吸収合併であります。
 - ③ 結合後企業の名称
株式会社システムプロ
 - ④ 取引の目的を含む取引の概要
株式会社フラグシップは、当社グループの主要事業の一つであるネットワーク・ソリューション事業の拡大・強化を図るため、平成14年11月に設立され、Web系アプリケーションやポータルサイトの設計・開発、SIPを採用した次世代システムの開発、および情報セキュリティ商品の開発支援等を中心に事業を展開してまいりました。
現在、この3つの事業ドメインそれぞれが確立されてきており、それに比例して、今後、更に受注の多様化、拡大が見込まれております。
この受注環境を鑑み、当社のネットワーク・ソリューション部門と一体化することで、顧客サービスの向上、経営資源の集中による生産性の向上と一層の経営効率が図れるものと判断し、株式会社フラグシップを当社に吸収合併いたしました。
- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合にかかる会計基準」（「企業結合にかかる会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日））三 企業結合にかかる会計基準 4 共通支配下の取引等の会計処理を適用いたしました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年12月12日

株式会社システムプロ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 磯 貝 和 敏 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 宏 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社システムプロの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社システムプロ及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第26期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年12月19日

株式会社システムプロ 監査役会

常勤監査役 川 口 幸 久 ㊟

監 査 役 沼 尾 雅 徳 ㊟

監 査 役 佐 藤 正 男 ㊟

(注) 監査役沼尾雅徳および監査役佐藤正男は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

貸借対照表

(平成20年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,337,778	流 動 負 債	1,998,273
現金及び預金	976,968	買掛金	258,303
売掛金	2,032,965	短期借入金	200,000
仕掛品	58,255	一年以内返済予定長期借入金	400,000
短期貸付金	1,549	未払金	66,399
前払費用	66,139	未払費用	284,001
繰延税金資産	162,811	未払法人税等	372,926
その他	67,640	未払消費税等	92,882
貸倒引当金	△28,552	前受金	2,320
固 定 資 産	4,891,396	預り金	18,947
有 形 固 定 資 産	225,735	賞与引当金	302,491
建物	94,632	固 定 負 債	1,004,420
車両運搬具	10,477	長期借入金	1,000,000
工具器具備品	99,865	預り敷金	4,420
土地	20,760	負 債 合 計	3,002,693
無 形 固 定 資 産	20,388	純 資 産 の 部	
電話加入権	557	株 主 資 本	5,226,481
ソフトウェア	14,750	資本金	1,513,750
のれん	5,079	資本剰余金	1,428,314
投資その他の資産	4,645,272	資本準備金	1,428,314
投資有価証券	14,947	利 益 剰 余 金	2,741,779
関係会社株式	4,240,046	その他利益剰余金	2,741,779
出資金	10	別途積立金	350
長期貸付金	121,995	繰越利益剰余金	2,741,429
敷金	274,711	自 己 株 式	△457,361
繰延税金資産	113,562	純 資 産 合 計	5,226,481
貸倒引当金	△120,000	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,229,174
資 産 合 計	8,229,174		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 平成19年11月1日
至 平成20年10月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額
売 上 高	9,292,318
売 上 原 価	6,292,772
売 上 総 利 益	2,999,545
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,136,303
営 業 業 務 利 益	1,863,242
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	4,799
受 取 配 当 金	90,424
投 資 有 価 証 券 売 却 益	287
受 取 賃 料	45,780
受 取 手 数 料	541
補 助 金 収 入	1,870
そ の 他	2,146
	145,850
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	36,365
支 払 手 数 料	2,774
賃 貸 費 用	45,780
経 常 利 益	84,920
特 別 利 益	1,924,172
投 資 有 価 証 券 売 却 益	7,600
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 益	93,840
子 会 社 清 算 益	3,551
	104,991
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	108
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	120,000
投 資 有 価 証 券 売 却 損	17,635
投 資 有 価 証 券 評 価 損	26,155
関 係 会 社 株 式 評 価 損	193,554
	357,454
税 引 前 当 期 純 利 益	1,671,709
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	681,364
法 人 税 等 調 整 額	△67,629
当 期 純 利 益	1,057,975

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 平成19年11月1日）
（至 平成20年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本					
	資 本 金	資本剰余金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	別 積 立	途 金	繰 越 利 益 剰 余 金
平成19年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	1,428,314	350	2,114,573	2,114,923
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	-	-	-	-	△431,119	△431,119
当期純利益	-	-	-	-	1,057,975	1,057,975
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	626,855	626,855
平成20年10月31日残高	1,513,750	1,428,314	1,428,314	350	2,741,429	2,741,779

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成19年10月31日残高	-	5,056,987	△12,193	△12,193	5,044,793
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	-	△431,119	-	-	△431,119
当期純利益	-	1,057,975	-	-	1,057,975
自己株式の取得	△457,361	△457,361	-	-	△457,361
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	12,193	12,193	12,193
事業年度中の変動額合計	△457,361	169,494	12,193	12,193	181,687
平成20年10月31日残高	△457,361	5,226,481	-	-	5,226,481

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

- ① 関係会社株式
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの

移動平均法による原価法を採用しております。

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- ③ たな卸資産の評価基準および評価方法
 - ・仕掛品

個別法による原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、建物(建物付属設備は除く)については、定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

(追加情報)

法人税法の改正に伴い、当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産について、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により、取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる営業利益、経常利益および税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

- ② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ 長期前払費用

均等償却を行っております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 259,044千円

(2) 担保資産および担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

関係会社株式	2,025,906千円
計	<u>2,025,906千円</u>

担保付債務は、次のとおりであります。

一年以内返済予定長期借入金	400,000千円
長期借入金	1,000,000千円
計	<u>1,400,000千円</u>

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は、次のとおりであります。

総貸付限度額	1,600,000千円
借入実行残高	<u>200,000千円</u>
差引額	1,400,000千円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	15,698千円
② 長期金銭債権	120,000千円
③ 短期金銭債務	111,683千円
④ 長期金銭債務	4,420千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	81,575千円
② 売上原価	1,301,862千円
③ 営業取引以外の取引高	138,109千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

	前事業年度末株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
普通株式(注)	—	6,484	—	6,484
合計	—	6,484	—	6,484

(注) 普通株式の当事業年度増加株式数6,484株は、取締役会決議による自己株式の買付による増加であります。

5. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額および期末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
工具器具备品	3,646	972	2,674

(2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額

未経過リース料期末残高相当額

1年内	716千円
1年超	2,002千円
合計	2,719千円

(3) 支払リース料、減価償却費相当額および支払利息相当額

支払リース料	943千円
減価償却費相当額	894千円
支払利息相当額	79千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員および個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

属性	会社等の名称	資本金 又は 出資 (百万 円)	事業 の容 積 は 業 業	議決権 等 の 被 有 割 (%)	関係内容		取引の内容	取引金 額 (百万 円)	科目	期末残 高 (百万 円)
					役員 の 兼 任 等	事業 上 の 関 係				
子会社	㈱トラス ティッド・ ポイント	349	情報セ キエリ ティ商 品の 販売、 サ ポ	100.0	3名	事業所等 の 賃 貸	資金の貸付 (注1) 利息の受取 (注1) 事務所等の賃 貸(注2)	120 2 18	長期貸付金 —	120 —
子会社	㈱ProVision	60	ソフ トウ ェア 開発 お よ び 技 術 支 援	80.0	1名	業務委託 事務所等 の 賃 貸	業務委託 (注3) 事務所等の賃 貸(注2)	1,090 26	買掛金 預り敷金 前受金	92 4 2
関連会社	カテナ㈱	5,392	シ ス テ ム 設 計 ・ 開 発 ・ 保 守	35.7	4名	技 術 支 援 ・ 業 務 委 託	配当金の受取	86	—	—

(注) 1. 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 事務所等の賃貸については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

3. 業務委託については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	122,811千円
未払事業税	31,041千円
未払事業所税	3,565千円
未払費用	2,562千円
未払金	2,274千円
貸倒引当金	24,845千円
関係会社株式評価損	78,583千円
投資有価証券評価損	10,619千円
その他	70千円
繰延税金資産計	<u>276,374千円</u>

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
主な項目別の内訳

法定実効税率	40.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.2%
住民税均等割	0.4%
抱合せ株式消滅差益	△2.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>36.7%</u>

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	23,278円88銭
(2) 1株当たり当期純利益	4,675円31銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

連結計算書類の注記事項として記載しているため、省略しております。

なお、詳細につきましては、連結注記表「9. その他の注記」に記載のとおりであります。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年12月12日

株式会社システムプロ

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 磯貝和敏 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中村宏之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社システムプロの平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成19年11月1日から平成20年10月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成20年12月19日

株式会社 システムプロ 監査役会

常勤 監査役 川口 幸久 (印)

監査役 沼尾 雅徳 (印)

監査役 佐藤 正男 (印)

(注) 監査役沼尾雅徳および監査役佐藤正男は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金1,200円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は269,419,200円となります。

これにより、すでにお支払いしております中間配当金1,200円を含めた当期の年間配当金は、1株当たり2,400円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

平成21年1月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の業容拡大に備えて経営体制の強化を図るため、現行定款第17条に定める取締役の員数を7名以内から11名以内に増員するものであります。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式等振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主、実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法律施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (3) 決済合理化法施行後の株主権行使の手續に関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするために、現行定款第10条につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(株券の発行)	
第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
第8条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条 (条文省略)	第8条 (現行どおり)
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿、および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。	3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第9条 当社の株主権行使の手續その他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条 〱 (条文省略)	第10条 〱 (現行どおり)
第16条	第15条

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当社の取締役は、<u>7</u>名以内とする。 第18条 } (条文省略) 第26条</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数) 第16条 当社の取締役は、<u>11</u>名以内とする。 第17条 } (現行どおり) 第25条</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 第27条 } (条文省略) 第35条</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 第26条 } (現行どおり) 第34条</p>
<p>第6章 計算 第36条 } (条文省略) 第39条</p>	<p>第6章 計算 第35条 } (現行どおり) 第38条</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>附則 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、経営体制強化のため取締役を1名増員することとし、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

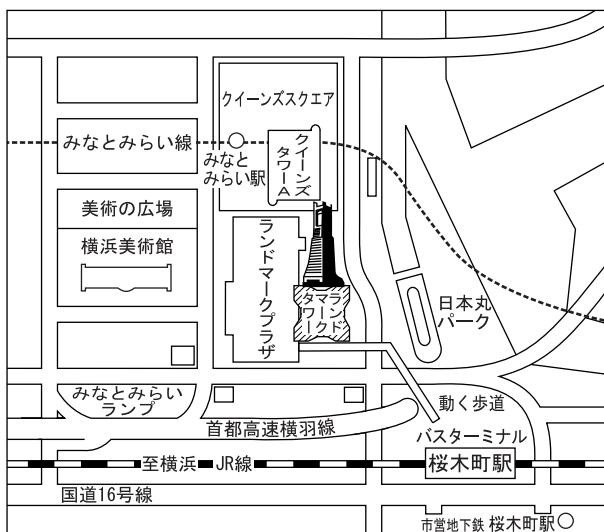
氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数	
安達 紘一郎 (昭和15年11月12日生)	昭和38年4月	日響電機工業株式会社(現 JBCC ホールディングス株式会社)入社	10株
	昭和60年6月	日本ソフトウェア開発株式会社入社	
	平成2年3月	同社取締役営業本部長	
	平成6年4月	カテナ株式会社取締役システム・ ソリューション事業本部システム 開発営業部長兼関西システム部長	
	平成7年1月	同社常務取締役ビジネスソリュー ション事業本部営業統括部長	
	平成10年6月	同社専務取締役システム事業本部 長	
	平成13年3月	同社取締役	
	平成13年3月	アドバンスト・アプリケーション 株式会社代表取締役社長	
	平成17年6月	カテナ株式会社監査役	
	平成18年7月	同社顧問(現任)	

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
横浜ランドマークタワー 25階 大会議室



交通のご案内

J R線・市営地下鉄 桜木町駅より徒歩5分
みなとみらい線 みなとみらい駅より徒歩5分